

墨田区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(用語の意義)</p> <p>第2条〔略〕</p> <p>2〔略〕</p> <p>3 この条例において「養育者」とは、次の各号のいずれかに該当する児童を養育する（その児童と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持することをいう。）者であって、父母、児童福祉法（昭和22年法律第164号）<u>第6条の3第8項</u>に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者及び同法第6条の4第1項に規定する里親（次条第2項第4号において「里親等」という。）以外のものをいう。</p> <p>・〔略〕</p> <p>4〔略〕</p> <p>(医療証の助成方法)</p> <p>第7条 医療費の助成は、病院、診療所若しくは薬局又はその他の者(以下「病院等」という。)に、医療証の交付を受けた対象者が、医療証を提示して、診療、薬剤の支給又は<u>手当て</u>を受けた場合に、助成する額を当該病院等に支払うことにより行う。</p> <p>2〔略〕</p>	<p>〔同左〕</p> <p>第2条〔略〕</p> <p>2〔略〕</p> <p>3 この条例において「養育者」とは、次の各号のいずれかに該当する児童を養育する（その児童と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持することをいう。）者であって、父母、児童福祉法（昭和22年法律第164号）<u>第6条の2第8項</u>に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者及び同法第6条の3第1項に規定する里親（次条第2項第4号において「里親等」という。）以外のものをいう。</p> <p>・〔略〕</p> <p>4〔略〕</p> <p>〔同左〕</p> <p>第7条 医療費の助成は、病院、診療所若しくは薬局又はその他の者(以下「病院等」という。)に、医療証の交付を受けた対象者が、医療証を提示して、診療、薬剤の支給又は<u>手当</u>を受けた場合に、助成する額を当該病院等に支払うことにより行う。</p> <p>2〔略〕</p>

付 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。